

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

教育委員会

○校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則	一
○県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則	二
○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則	二
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	三
○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令	三
○職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令	三
○宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令	三
○技師(巡視)の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	六
○船舶に乗り組む職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	六
○平成十七年宮城県教育委員会告示第十一号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年宮城県規則第七十七号)第四 条第一項の規定に基づく告示)の一部改正	六

ページ

教育委員会

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第一号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則(昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号)の一部を次の

ように改正する。
様式第五号を次のように改める。

年度 宮城県・仙台市公立学校教員採用願書

出願者区分	受験校種・職	受験教科(科目)	保健体育 選択	特別選考	配慮申請の有無	受験番号
フリガナ						
氏名				性別		
生年月日	年齢	日本国籍の有無				
住所	現住所					
電話番号	電話番号					
高等学校	卒業年・月					
履歴	大学・学部・学科名等		卒業(卒業見込)年・月		月	
	(1)		年	月	年	月
免状	免状の種類		取得(取得見込)年・月		日	
	(2)		年	月	年	月
研究論文の題目	得意な教科					
所属・クラブ名	高等学校	大学等				
その他活動等の資格取得等	高等学校	大学等				
連絡先	住所					
	電話					
東京会場受験希望の有無						

(注)「採用願書」受付後、出願者に送付される「採用願書」の写し及び「出願者名票」を各自で印刷し、それぞれに写真を貼付の上、第1次試験当日に持参すること。

様式第5号「週40時間勤務」を「週38時間45分勤務」及び「週24時間勤務」を「週23時間15分勤務」及び「週16時間勤務」を「週15時間30分勤務」に改める。

平成二十二年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会
委員 大村 慶一

○宮城県教育委員会規則第三号
「職員採用試験の任免辞の内申に関する規則の一部を改正する規則」を公布する。

「職員の採用試験の任免辞の内申に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号八及び九中「及び教頭」を「副校長、教頭及び主任教諭」に改め、同項第二号中「(一)の上」に「学校栄養職員及び心身業務職員を除く職員負担教職員に限り、かつ」を加える。

「職員採用試験の任免辞の内申に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。」

「職員(予定)年月日 年 月 日
常勤(週38時間45分)・短時間勤務(週31時間・週23時間15分・週15時間30分)」に改める。

平成二十二年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会
委員 大村 慶一

○宮城県教育委員会規則第四号
「公立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則」を公布する。

「公立学校の管理に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。」

正する。

第二十八条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 職員の時間外勤務代休時間の指定は、校長が行つ。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表一の項十四号を同項十五号とし、同項四号から同項十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項三号の次に次の一号を加える。

4 課長以外の所属職員の時間外勤務代休時間の指定

―― 課 長

別表第一第八号の表五の項中、「学校保健法」を、「学校保健安全法」に、「第八条」を、「第九条」に改める。

別表第二第二号の表一の項二十号を同項二十一号とし、同項四号から同項十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項三号の次に次の一号を加える。

4 学校以外の機関の職員の時間外勤務代休時間の指定

―― 所長等

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表の二の項委任事項の欄中、三項を四項とし、二項の次に次の一項を加える。

3 第二十八条第四項の規定による所属職員の時間外勤務代休時間の指定

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令

職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和二十六年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 署名押印した宣誓書は、学校の校長及び教員以外の職員のものにあつては総務課、学校の校長及び教員のものにあつては教職員課において保管するものとする。

附 則

この訓令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員服務規程（昭和三十九年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中、「十二時四十五分」を、「十三時」に改める。

様式第五号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第七号

技師（巡視）の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

技師（巡視）の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技師（巡視）の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第八号

船舶に乗り組む職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

船舶に乗り組む職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

船舶に乗り組む職員の勤務時間等に関する規程（平成十四年宮城県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

全職員	職適用	勤務時間数	勤務時間の割振り		
			区分	勤務時間	休憩時間
五十二週間を平均し、一週間当たり四十八時間四十分	航行実習中（操業実習期間中を除く）	一日について七時間四十五分とし、その割り振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	一日について七時間四十分以内（公務上臨時時	一時間とし、その制限は、業務の実情に応じ船長が定める。	なし
操業実習期間中		一日について七時間四十分以内（公務上臨時時	一日について少なくとも八時間三十分（公務上臨時時		なし

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第八号

平成十七年宮城県教育委員会告示第十一号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県規則第七十七号）第四条第一項の規定に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

「宮城県公立学校教員採用願書」を「宮城県・仙台市公立学校教員採用願書」に改める。

停泊中（学校職員以外）の職員	の必要があるときは、二日について十五時間三十分以上三十一時間以内とし、その割り振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	き、二日について少なくとも十七時間とし、その制限は、業務の実情に応じ船長が定める。	航行実習中を含む四週間の通し八日
一日について七時間四十五分以内とし、その割り振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	勤務時間が六時間を超える場合一時間とし、その制限は、業務の実情に応じ船長が定める。		